報告第１号

令和７年度匝瑳市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、下記のとおり令和７年度匝瑳市健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和８年８月２８日提出

匝瑳市長　　宮　内　　康　幸

記

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	―	―	７．４	１３．２
早期健全化基準	１３．３１	１８．３１	２５．０	３５０．０
財政再生基準	２０．００	３０．００	３５．０	